

個 情 第 4 4 4 号
平成 31 年 2 月 25 日

革新的事業活動評価委員会
委員長 安念 潤司 宛

個人情報保護委員会

新技術等実証に関する計画に対する見解について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により平成31年2月13日付で株式会社カウリス代表取締役社長 島津 敦好及び関西電力株式会社 送配電カンパニー長 土井 義宏から提出された新技術等実証に関する計画（以下「当該実証計画」という。）に対し、法第11条第4項及び生産性向上特別措置法施行規則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり見解を送付します。

記

1. 当該実証計画を提出した者
株式会社カウリス 代表取締役社長 島津 敦好
関西電力株式会社 送配電カンパニー長 土井 義宏
2. 当該実証計画が提出された日
平成 31 年 2 月 13 日
3. 認定の可否に関する見解
法第 11 条第 4 項第 3 号に適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他革新的事業活動評価委員会の調査審議に参考となる事項
なし

経 済 産 業 省

20190213情第10号

平成31年2月19日

革新的事業活動評価委員会 委員長 安念 潤司 殿

経済産業大臣 世耕 弘成

新技術等実証に関する計画に対する見解について

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第11条第1項の規定により2019年2月13日付けで株式会社カウリス 代表取締役 島津 敦好及び関西電力株式会社 送配電カンパニー長 土井 義宏から提出された新技術等実証に関する計画（以下「当該実証計画」という。）に対し、法第11条第4項及び生産性向上特別措置法施行規則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり見解を送付しますので、意見を求めます。

記

1. 当該実証計画を提出した者
株式会社カウリス 代表取締役 島津 敦好
関西電力株式会社 送配電カンパニー長 土井 義宏
2. 当該実証計画が提出された日
2019年2月13日
3. 認定の可否に関する見解
同法第11条第4項各号のいずれにも適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他革新的事業活動評価委員会の調査審議に参考となる事項
なし